資料2-6

法務省説明資料

第２回インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ

令和７年２月１２日

法務省人権擁護局

法務省の人権擁護機関によるこどもの人権問題に関する取組

人権相談

令和５年における相談件数：約１７万６，０００件

こどもの人権110番(全国共通・通話料無料)

・「いじめ」や体罰、虐待といったこどもをめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話
・電話は、最寄りの法務局につながり、法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じ、こどもが相談しやすい体制を整備　（令和5年における相談件数：約1万9，200件）

チャット人権相談（ＬＩＮＥじんけん相談、こどもの人権ＳＯＳチャット）

・こどもが利用しやすい相談体制の整備に向けて、LINEや、GIGAスクール構想による1人1台端末等からの人権相談を実施

「こどもの人権相談」強化週間

・こどもの人権110番及びLINEじんけん相談においては、人権相談活動を強化することを目的として、全国一斉「こどもの人権相談」強化週間を実施。
・平日の相談受付時間を延長するとともに、土・日曜日も相談に応じている　（令和6年度は、令和6年8月21日（水）～同月27日（火）に実施）。

こどもの人権ＳＯＳミニレター（便箋兼封筒）

・全国の小中学校の児童・生徒を対象に、便箋兼封筒付きのミニレターを配布し、法務局職員又は人権擁護委員が返信（令和5年度における受領通数：約7，000件）

こどもの人権ＳＯＳ-eメール（インターネット人権相談）

・パソコン、スマートフォンなどからインターネットを利用して、いつでも人権相談することができ、後日、最寄りの法務局からメール、電話又は面談により回答

・被害申告があった場合には、人権侵犯事件として調査の上、事案に応じた救済措置を講ずる。

インターネット上の誹謗中傷に係る人権啓発活動

SNS事業者と連携した人権啓発活動

・プラットフォーマーとタイアップしてSNS利用に関する人権啓発サイトを開設
・「#No Heart No SNS」をスローガンとした SNS利用に関する人権啓発サイト（https://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/）を開設

ＳＮＳ・インターネット広告

・公式SNS・インターネット広告を用いて、インターネット上で誹謗中傷を行わないよう呼びかけるとともに、人権相談窓口を周知

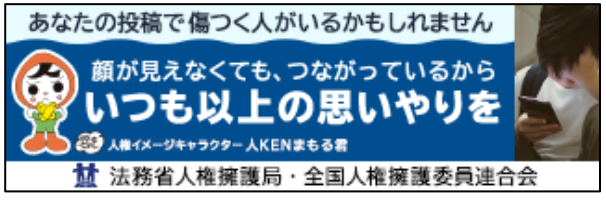

人権教室の実施

・インターネット上の人権侵害をテーマとした人権教室を全国各地で実施
（令和５年度実績：986,672人（内数））
・取組の一環として、携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等の安全な利用について学ぶための人権教室の実施

啓発冊子等の配布・配信

児童生徒やその保護者を対象とした啓発冊子の配布や啓発動画の配信

啓発冊子
「あなたは、大丈夫？考えよう！インターネットと人権(四訂版)」

啓発動画
「インターネットと人権～加害者にも被害者にもならないために～」

啓発動画
「『誰か』のこと　じゃない。」
インターネット編

再生回数
約114万回
（R7.1.30現在）

啓発動画
「インターネットはヒトを傷つけるモノじゃない。」（全４編）

再生回数
約5万回
（R7.1.30現在）
※４種合計

ヘイトスピーチ解消に向けた取組

ヘイトスピーチの現状等

✓ 2000年代後半以降、ヘイトスピーチを伴う街頭デモ等が全国各地で公然と行われるなどヘイトスピーチが社会問題化

✓ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）が成立し、平成28年６月に公布施行

前文
（略）本法は、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言し、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進するものである。

定義（第２条）
「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、（中略）本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

※ヘイトスピーチ解消法は、理念法であり、差別禁止規定や罰則の定めなし

【ヘイトスピーチ解消法施行後】

◆ 政府は、「ヘイトスピーチ対策専門部会」を開催し、ヘイトスピーチの解消に向けた取組等に関する情報交換、意見交換及び連携協力に向けた協議を実施

◆ 地方公共団体は、当該地域の実情に応じて、ヘイトスピーチの解消に向けた条例の制定や、公の施設におけるヘイトスピーチを伴う活動を防止するための公の施設の利用許可に関するガイドラインを策定

【ヘイトスピーチの現状】

□ 極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動する市民グループが行う街頭デモ等の件数については減少傾向ではあるものの、一部の地域においては、依然としてヘイトスピーチを伴う街頭デモ等が継続

□ SNSや電子掲示板等のインターネット上でのヘイトスピーチや選挙運動や政治運動等に名を借りたヘイトスピーチが問題化

ヘイトスピーチが多様化している状況

法務省の人権擁護機関における取組

ヘイトスピーチがあってはならないという意識を社会に醸成するため様々な啓発活動を実施

● 青少年を含め社会に広く普及しているSNSを活用した情報の発信

● 青少年が分かりやすく読み進められるように、マンガ仕立ての啓発資料を配布

● 「こども若者★いけんぷらす」の意見を踏まえた屋外ビジョン広告を実施

こども・若者からの意見

・インパクトのある広告がよい。身近では見かけない。

・大きい駅などで放映するのはよい取組だと思う。

【新宿・ユニカビジョン】